

上田市日本遺産オリジナルロゴマーク運用ガイドライン

1 趣 旨

上田市が令和2年6月19日に文化庁の日本遺産の認定を受け、市としてレイラインがつなぐ「太陽と大地の聖地」～龍と生きるまち信州上田・塩田平～をモチーフに、上田市の日本遺産をイメージする新たなロゴマークを制作しました。

ロゴマークは、事業者の皆様の商品に積極的に活用していただくことで、信州上田を市外及び県外にPRすることを目的としています。

つきましては、ロゴマークの使用について、以下のとおり運用ガイドラインに沿って申請をお願いいたします。

2 申込方法

- (1) 別紙「商標使用許可申請書【様式第1号(第3条関係)】」に必要事項を記入し、上田市文化スポーツ観光部文化政策課へ提出してください。
- (2) 使用料について
ロゴマークの使用に対する使用料については、その使用目的が「市の産業振興に資する」ことが認められる場合無料とします。
- (3) 申請書は一つの商品につき1枚必要です。商品が複数の場合はお手数ですが、申請する商品の数分を複写してご使用ください。
- (4) 商品へ使用するパッケージ(案、イメージ)を必ず添付してください。
- (5) お名刺を1枚同封してください(使用許可後、ロゴマークのデータを送付いたしますので、メールアドレスが分かるようにお願いします)。

3 使用許諾の期間

ロゴマークの使用許諾期間は、使用許諾を受けた日から当該日の属する年度の末日までとします。

(例) 使用許諾日 令和5年4月10日 ⇒許諾期間～令和6年3月31日

令和5年8月10日 ⇒許諾期間～令和6年3月31日

ただし、使用許諾の期間満了後において、引き続き商標使用を希望される場合は、再度手続きが必要になります。

4 使用許可申請書の審査

使用許可申請書を提出次第、使用許可申請書の内容を総合的に審査します。

5 使用許諾通知書

- (1) 審査の結果、使用が認められた場合、「使用許諾通知書」を送付するとともに、ご担当者へご連絡いたします。
- (1) 使用するロゴマークのデータを指定のメールアドレスに送付します。

6 商品サンプル

商品(製品)が完成したら、製品パッケージのサンプルを提出してください。

【お問い合わせ先】

上田市文化スポーツ観光部文化政策課

〒386-8601 上田市大手1-11-16

TEL 0268-75-2005 FAX 0268-22-4131

E-mail japanheritage_ueda@city.ueda.nagano.jp

上田市日本遺産オリジナルロゴマーク～使用申請から許可まで～

1 お申込みください

- (1) 指定の「商標使用許可申請書【様式第1号（第3条関係）】」に必要事項を記入し、上田市文化スポーツ観光部文化政策課まで提出してください。
- (2) 申請書は一つの商品につき1枚必要です。商品が複数の場合はお手数ですが、申請する商品の数分を複写してご使用ください。
- (3) 商品等へ使用するパッケージ（イメージ）を必ず添付してください。
- (4) 名刺を1枚同封してください。

2 申請書を審査させていただきます

- (1) 申請書を提出次第、申請書の内容を総合的に審査します。
- (2) 審査には1週間程度お時間をいただきますので、使用（販売）開始予定日には余裕を持って申請をお願いいたします。

3 使用許可書を送付します

- (1) 審査の結果、使用が認められた場合、「使用許諾通知書」を送付するとともに、ご担当者へご連絡いたします。
- (2) 使用するロゴマークのデータを指定のメールアドレスに送付します。

4 商品パッケージのサンプルを提出してください

商品（製品）が完成したら、製品パッケージのサンプルを提出してください。

使用許諾の期間

ロゴマークの使用許諾期間は、使用許諾を受けた日から当該日の属する年度の末日までとします。

（例）使用許諾日 令和5年4月10日 ⇒許諾期間～令和6年3月31日
令和5年8月10日 ⇒許諾期間～令和6年3月31日

ただし、使用許諾の期間満了後において、引き続き商標を使用する場合は、再度手続きを行ってください。

【お問い合わせ先】

上田市文化スポーツ観光部文化政策課

〒386-8601 上田市大手1-11-16

TEL 0268-75-2005 FAX 0268-22-4131

E-mail japanheritage_ueda@city.ueda.nagano.jp